



# 熊本県公報

号外 第 1 8 号

平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	（人事課）	1
○熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	1
○熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県博物館ネットワークセンター処務規程	（ 〃 ）	3
○熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○市町村等行財政診断規程を廃止する訓令	（市町村行政課）	4
○熊本県巡視等服務規程を廃止する訓令	（管財課）	4
○熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	（会計課）	5
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	（人事課）	5
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	6
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	6

## 訓 令

### 熊本県訓令第 3 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県子ども総合療育センター処務規程（昭和 3 0 年熊本県訓令第 1 1 7 0 号）の一部  
を次のように改正する。

第 6 条第 1 4 号中「リース契約」の次に「に係るもの」を加え、同条第 1 9 号を同条第  
2 0 号とし、同条第 1 8 号を同条第 1 9 号とし、同条第 1 7 号を同条第 1 8 号とし、同条  
第 1 6 号中「物品」の次に「（医薬品を除く。）」を、「修繕」の次に「に係るもの」を  
加え、同号を同条第 1 7 号とし、同条第 1 5 号中「以外の委託」の次に「に係るもの」を  
加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(16) 2, 0 0 0 万円未満の支出負担行為（医薬品の購入に係るものに限る。）をする  
こと。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県訓令第 4 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程（昭和 3 2 年熊本県訓令甲第 2 0 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 の 2 6 の項管守者の欄中「市町村行政課長」を「市町村課長」に改め、同表の  
5 3 の項公印の種類欄中「熊本県何部何局何課（センター）長印」を「熊本県何部（公  
室・局）（何局）何課（センター）長印」に改め、同項使用する機関の欄中「何部何局何

課」を「何部（公室・局）（何局）何課（センター）」に改め、同表の 5 6 の項中

「建築 広域 興局
-----------------

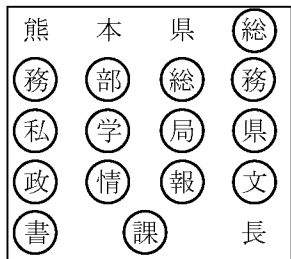
課	建築課長
本部地域振 土木部	広域本部地域振 興局土木部長

を「

建築主事	当該建築主事
------	--------

」に改める。

別表第 2 の 5 3 を次のように改める。  
5 3



縦 2 1 横 2 1

附 則  
この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 5 号**

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成 9 年熊本県訓令第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 2 項中「総務企画課及び教務学生課」を「総務学生課」に改める。
- 第 3 条第 6 項中「各課」を「総務学生課」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「総務企画課」を「総務学生課」に改め、同項第 8 号を次のように改める。

- (8) 訓練課程及び授業時間に関すること。
- 第 5 条第 1 項に次の 5 号を加え、同条第 2 項を削る。
- (9) 学生の入学、卒業、学籍等に関すること。
- (10) 専門短期課程に関すること。
- (11) 学生の健康管理、福利厚生及び生活指導に関すること。
- (12) 訓練器材及び資材の整備に関すること。
- (13) その他庶務、教務及び学生に関すること。

附 則  
この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 6 号**

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立農業大学校処務規程（昭和 5 8 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

- 第 6 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。
- 校長は、次の事項（以下「校長専決事項」という。）を専決するものとする。
- 第 6 条第 2 項中「校長は」の次に「、校長専決事項のうち次の事項について、」を加え、「、次の事項について」を削る。
- 第 7 条第 1 項中「校長の専決事項」を「校長専決事項（前条第 2 項の規定により副校長が専決することとされた事項（第 3 項において「副校長専決事項」という。）を除く。次項において同じ。）」に、「不在である」を「不在の」に改め、「その事務を」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、副校長が 2 人以上あるときの代決の順位は、校長があらかじめ指定した順位による。

- 第 7 条第 2 項中「不在である」を「不在の」に、「その事務」を「校長専決事項」に改め、同条第 3 項中「前条第 2 項に規定する副校長の専決事項」を「副校長専決事項」に改め、「ついで、」の次に「前条第 2 項の規定により指定された」を加え、「不在である」を「不在の」に改め、「ときは、」の次に「当該」を加え、「その事務を」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各地方出先機関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令  
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。  
第1条の表総務部市町村・税務局市町村行政課の項を削り、同表企画振興部企画課の項  
中「企画振興部地域・文化振興局文化企画課」を「企画振興部地域・文化振興局文化企画  
・世界遺産推進課」に改める。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各地方出先機関

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「センター」という。）  
の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役付職員）

第2条 センターに、課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第3条 所長は、知事の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（分掌事務）

第4条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印に関する事
- (2) 所属職員の人事及び服務に関する事
- (3) 文書に関する事
- (4) 財産の管理に関する事
- (5) センター内の取締りに関する事
- (6) 県内の他の博物館等（博物館及び学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術  
又は文化に関する機関又は団体をいう。第10号において同じ。）との連携体制の構  
築に関する事
- (7) 自然、歴史等に関する資料の収集に関する事
- (8) 前号に掲げる事務により収集した資料の整理保管及び調査研究に関する事
- (9) 前2号に掲げる事務により得られた資料、調査研究の成果等に関する情報の提供  
に関する事
- (10) 県内の他の博物館等の活動の支援に関する事
- (11) その他熊本県博物館ネットワークセンター条例（平成27年熊本県条例第10号）  
第1条に規定する目的を達成するために必要な事務

（専決事項）

第5条 所長は、次の事項（以下「所長専決事項」という。）を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事
- (2) 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の規定に基づく  
服務に関する事
- (3) 所属職員の旅行命令（所長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に  
関する事
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事
- (5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補  
助員及び臨時労務補助員の任免に関する事（分限及び懲戒による場合を除く。）。  
（6）熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条ま  
での規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関す  
る事
- (8) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例66号）第19条の規定による  
個人情報の開示請求に対する決定等に関する事
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定

- 等に関する事。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- (12) センターの休館日を変更し、及び別に定める事。
- (13) センターの開館時間を変更する事。
- (14) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第6条 所長専決事項について、所長が不在のときは、所長があらかじめ指定した職員が代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第23号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条第1項中「次長」の次に「、課長補佐」を加える。

第4条第4項中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

市町村等行財政診断規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

市町村等行財政診断規程を廃止する訓令  
市町村等行財政診断規程（平成5年熊本県訓令第38号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（センター）

熊本県巡視等服務規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県巡視等服務規程を廃止する訓令  
熊本県巡視等服務規程（昭和43年熊本県訓令甲第36号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

知 事 部 局  
教 育 庁  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
警 察 本 部  
労 働 委 員 会 事 務 局  
企 業 議 会 事 務 局

熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁舎等防火管理規程（昭和42年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1号を次のように改める。

(1) 庁舎等において火災を発見した場合は、他の職員と協力して初期消火に努めるとともに、直ちに消防機関及び庁舎等管理者が指定した者に通報すること。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

別表第4報償費の項中「100万円以上」を「200万円以上」に、「30万円」を「100万円」に、「100万円未満」を「200万円未満」に改め、同表交際費の項及び需用費の項を次のように改める。

交際費		200万円以上	100万円を超え200万円未満	
需用費	一般需用費（光熱水費に限る。）			100万円を超えるもの
	一般需用費（用品の集中調達により支出する経費に限る。）		100万円を超えるもの	
	その他の経費	200万円以上	100万円を超え200万円未満	

別表第4役務費の項中「30万円」を「100万円」に、「100万円以上」を「200万円以上」に、「100万円未満」を「200万円未満」に改め、同表委託料の項中

「2,000万円以上」	「100万円を超え5,000万円未満」	を	「2,000万円以上」	「100万円を超え2,000万円未満」	に改め、同表使
-------------	---------------------	---	-------------	---------------------	---------

用料及び賃借料の項中「30万円」を「80万円」に、「100万円」を「200万円」に改め、同表備品購入費の項、負担金、補助及び交付金の項及び扶助費の項中「30万円」を「100万円」に改め、同表投資及び出資金の項、積立金の項及び寄附金の項中「100万円」を「200万円」に改める。

別表第5一般の支出に係るものの項中「1 報償」を「1 報酬」に、「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

熊本県公営企業管理規程第6号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管

理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「市町村行政課 市町村行 市町村財 市町村財」を「市町村課 市町村」に、「文化企画課 文企」を「文化企画・世界遺産推進課 文世」に改める。

別表第1の2の表中「技術管理課 央土技管」を「技術管理課 央土技管 景観建築課 央土景建」に、「総務福祉課 宇城総企 課 宇城福」を「総務福祉課 宇城総福」に改め、「景観建築課 宇城景建」及び「景観建築課 上益城景建」を削り、「景観建築課 北景建」を「景観建築第一課 北景建一 景観建築第二課 北景建二」に改め、「景観建築課 玉名景建」及び「景観建築課 菊池景建」を削り、「技術管理課 南土技管」を「技術管理課 南土技管 景観建築課 南景建」に、「技術管理景観課 八代技景」を「技術管理課 八代技管」に、「技術管理景観課 天草技景」を「技術管理課 天草技管」に、「熊本県東京事務所 熊東」を「熊本県東京事務所 熊東 熊本県博物館ネットワークセンター 博セ」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号  
熊本県公営企業管理規程第5号  
熊本県教育委員会訓令第8号  
熊本県警察本部訓令第5号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
教 育 庁  
警 察 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 木 之 内 均  
熊 本 県 警 察 本 部 長 田 中 勝 也

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令  
熊本県災害警戒本部規程(平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項第2号を次のように改める。

(2) 市町村課長

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号  
熊本県公営企業管理規程第4号  
熊本県教育委員会訓令第9号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
教 育 庁

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 木 之 内 均

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県水資源対策会議設置規程(平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「市町村行政課長」を「市町村課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。